【別添1】

相談支援専門員の資格要件

実務経験（業務）の範囲の考え方【厚労省告示226、227】

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野において、日々障害者に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

下記の①～③のうち、どれかに該当する者

① a及びbの期間が通算して5年以上である者
② cの期間が通算して10年以上である者
③ aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲		業務内容		実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務 a	一	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター※1、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、地域包括センター	5年以上
		二	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所	
		三	障害者支援施設※2、障害児入所施設、老人福祉施設※3、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※4、介護医療院	
		四	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者	
			1 社会福祉主事任用資格を有する者	
			2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者（介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）以上に相当する研修を修了した者）	
			3 dに掲げる資格を有する者並びにaの一から三までに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者	
		五	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		六	特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
	直接支援業務	一	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの	
		二	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※5	
		三	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
	b	上記一～三に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの		5年以上
			1 社会福祉主事任用資格を有する者	
			2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者（介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）以上に相当する研修を修了した者）	
			3 保育士	
			4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員	
	c	上記一～三に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの		10年以上
	国家資格該当者 d	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理士		上記a～cに従事した期間が通算して3年以上で、かつd国家資格による業務に従事した期間が5年以上

※1（一般・特定・障害児）相談支援事業に準ずるものとして、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等における業務をはじめとする地域生活支援事業における相談支援事業のほか、生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業）等の相談支援業務が含まれる。（R7.3.18　Q＆A）

※2障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※3「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※4「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※5「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

（注）

1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。（H18.6.23　サビ管事務連絡を準用）

2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものと考える。（H18.8.24　主管課長会議資料）

3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。（R7.3.18　Q＆A）

4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。（H18.11.2　Q&A）

5 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24　主管課長会議資料）